

質問事項

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県内では最近大和郡山市で「手話言語条例」が制定されました。平群町で「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

平群町において2014年(平成26年)3月議会において「手話言語法」制定を求める意見書が全会一致で採択されました。手話が「言葉」として認められたことは、障害者が社会的に差別を受けないで暮らせる環境をつくる上で「大きな役割を果すもの」と考えます。条例制定は他の障害を持つ人たちの施策の充実にもつなげるものだと考えます。条例制定によって手話通訳者の配置やバリエーションが速隔年通訳サービスと「手話通訳職員」や「手話通訳士」を養成する機会を多く確保する前にもつながります。平群町では現在条例制定は進んでいませんが、役場に手話通訳者の配置を求めようとしているところではあります。

2. 平群町の手話奉仕員養成講座について

平群町では、毎年手話奉仕員養成講座を実施しています。しかし、1年間で入門編と基礎編を両方開催するだけの補助金はなく、また開催に必要な最低人数に満たない時は中止されます。手話奉仕員が非常に少ない現状を考えると、生駒郡内の他町と合同で養成講座を開いていただくことも必要かと思いますが、貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

聴覚障害者の方々が必要とする情報を共有出来る手段の一つとして手話奉仕員の養成を行っていくことは、障害者の社会参加と保障にいくうえで必要と考えられる養成講座が、各自治体で「それぞれ開催が困難である」が、郡内で連携して講座の開催を行っていくことも必要だと考えます。

3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳者の国家資格に「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、手話通訳士の国家資格を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せっかく取得した国家資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が業務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

社会の中で障害者が安心して暮らしているためには、意図・疎忽が起きることは、大印
だと考之可。又の意味から、歩道敷等の方式、様々な場所での活躍出来る
場所を大印だと考之可。予が、公共的の場所から、拡充と可考云々
云々
云々